

大野市告示第 9 8 号

大野市介護支援専門員再研修補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

大野市長 石山志保

大野市介護支援専門員再研修補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員の人材確保を図るため、介護支援専門員の再研修に要する費用の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護支援専門員再研修受講に要する経費のうち、講習会等に係る受講料及びテキスト等の購入費とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 市内の介護施設等で勤務（勤務見込の者を含む）しており、介護支援専門員として従事する見込みであること。
- (2) 補助を受けようとする年度の介護支援専門員再研修受講の申込みをしていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、20,000 円を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大野市介護支援専門員再研修補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1の対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、研修受講後に、大野市介護支援専門員再研修補助金交付請求書（様式第2号。以下「請求書」という。）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

（実績報告の特例）

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、前条に規定する請求書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

大野市介護支援専門員再研修補助金交付申請書

大野市介護支援専門員再研修補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり市税の納入状況等、市が有する情報のうち、審査に必要なものについて市の職員が閲覧することに同意します。

記

研修の名称	
研修の実施機関名等	
研修年月日	年 月 日 ～ 月 日
受講料等	円
勤務（予定）事業所 確認欄	申請者は当事業所に勤務（予定）する者に相違ありません 住所 事業所名 代表者名

添付書類

- 1 研修要領等（実施機関名、研修日、研修受講料等の記載があるもの）
- 2 介護支援専門員の資格を有することを証する書類の写し
- 3 受講料等の支出を証する書類の写し

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

大野市介護支援専門員再研修補助金請求書

年 月 日付けで交付決定のあった大野市介護支援専門員再研修補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

銀行	支店	普通	口座番号
金庫		当座	
農協		貯蓄	
(ふりがな)			
口座名義			

添付書類

1 研修受講を証する書類の写し